

給与を支払う事業者（源泉徴収義務者）のみなさまへ

給与等の源泉徴収事務に係る

令和
6年分

所得税の定額減税

説明会開催中

事前
予約制

詳しくは裏面を
ご覧ください。

定額減税の
対象となる人

令和6年分所得税の納税者である居住者で、
令和6年分の所得税に係る合計所得金額が1,805万円以下である人です。

定額減税額

- ①本人（居住者に限ります。）30,000円
- ②同一生計配偶者及び扶養親族（いずれも居住者に限ります。）
1人につき30,000円

※合計額がその人の所得税額を超える場合は、その所得税額が限度



税務職員ふたは

定額減税は、令和6年6月1日以後最初に支払う給与等から!

給与所得者に対する定額減税は、給与の支払者のもとで扶養控除等申告書を提出している給与所得者（甲欄適用者）に対して、給与の支払いの際に源泉徴収税額から定額減税額を控除します。

- ①令和6年6月1日以後に支払う給与等（賞与を含みます。以下同じです。）に対する源泉徴収税額からその時点の定額減税額を控除する事務（以下「月次減税事務」といいます。）と
- ②年末調整の際、年末調整時点の定額減税額に基づき精算を行う事務（以下「年調減税事務」といいます。）の二つの事務を行うことになります。

令和6年1～5月

令和6年6月～

（定額減税額の
全額控除後）

年末調整時

この間に支払う給与等は、現行所得税法に規定する税額表等により源泉徴収

月次減税事務

令和6年6月以後の給与等に対する源泉徴収税額から定額減税額を控除

この間に支払う給与等は、現行所得税法に規定する税額表等により源泉徴収

年調減税事務

年末調整の際、年末調整時点の定額減税額に基づき精算

定額減税
特設サイト



公益社団法人 和歌山納税協会 ～健全企業のブランド～

暮らしの安心を支える「税」納税協会です。税の知識を高めよう!

和歌山納税協会・和歌山税務署共同開催

定額減税説明会のご案内

開催場所

和歌山地方合同庁舎
5階 共用会議室(和歌山市二番丁3)

【定員】
各90名

令和6年
3/25【月】
13:30~14:30

令和6年
4/2【火】
10:30~11:30

令和6年
4/10【水】
13:30~14:30

令和6年
4/18【木】
10:30~11:30

令和6年
4/26【金】
13:30~14:30

令和6年
5/8【水】
10:30~11:30

令和6年
5/16【木】
13:30~14:30

令和6年
5/24【金】
10:30~11:30

令和6年
5/28【火】
13:30~14:30

国税庁
LINE公式
アカウント



※LINEのホーム画面で「国税庁」
または「@kokuzei」と検索しても
友だちに追加できます。

説明会は**事前予約制**です。
左記の国税庁LINE公式アカウント
QRコードから予約してください。

説明会でご不明な点がある方は、電話でお伺いします。
【連絡先】和歌山税務署 法人課税第5部門 ☎073-424-2169

納税協会は、公益事業で地域社会に貢献します。
私達と一緒に納税協会の事業に参加してみませんか?!
まずはお気軽にお電話ください!



公益社団法人 **和歌山納税協会**
〒640-8249 和歌山市雑賀屋町16 TEL 073 (423) 8805